

基本目標1 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちの支援				成果指標(重点事業のみ)				全事業対象	子どもの権利の視点から行う事業評価	全事業対象				
事業番号	重点事業	事業名	取組内容	成果指標	計画策定時点の現状値	目標値(令和11年度)	実績(令和7年度)	令和7年度の取組内容	①「差別のないこと」の視点 ②「子どもの最善の利益」の視点 ③「命を守られ成長できること」の視点 ④「子どもの意見の尊重」の視点 ⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点	令和7年度の評価(A、B、C、Dから選択)	評価理由(B評価以外はその評価を付けた理由(取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載))	今後の課題	課題解決のための改善策(次年度以降の取組)	担当課
			(1)子どもの権利に関する理解促進											
1	○	子どもの権利保障に関する周知・啓発(基本目標3に再掲)	子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもの意見表明の場や子どもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めます。 また、子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めます。人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業などで、子どもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、子どもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。	①子どもの権利保障に関するワークショップ等の参加者数	—	参加者数の増加			① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
				②いじめ防止授業実施数	27校(令和5年度)	29校			① ② ③ ④ ⑤					健康増進課
2		教育現場における指導者育成	教職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を更に推進し、指導者の育成に積極的に努めます。						① ② ③ ④ ⑤					指導課
3		子どもの権利保障に関する研修	子どもに関わる関係者(施設等職員、学校教職員及び市役所職員等)に対して、子どもの権利条約の理念や一般原則等に関する研修を実施します。						① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
			(2)子どもの意見表明・参加の促進											
4	○	流山市こども会議の設置	子どもに関する施策や事業等について話し合い、市に対して政策提言等を定期的かつ継続的に行う恒常的な仕組みとして、小学生から中学生を対象とした「流山市こども会議」を設置します。	流山市こども会議の参加者数	—	参加者数の増加			① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
5	○	若者まちづくり事業(基本目標4に再掲)	子ども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、子ども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業を実施します。	若者まちづくり事業の参加者数	—	参加者数の増加			① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
6		子ども・若者意見聴取の仕組みづくり(基本目標6に再掲)	子ども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広い子ども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。						① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
7		青少年主張大会	青少年が日頃考えている抱負や意見を発表する「青少年主張大会」を開催することで、青少年自身が社会の一員としての自覚と責任に目覚め、自らの目標を持ち、それに向かって努力することの重要性と青少年の果たすべき役割を認識とともに、広く青少年の健全育成に対する理解と関心を深めます。						① ② ③ ④ ⑤					文化芸術・生涯学習課
			(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援											
8	○	若者居場所づくり事業(基本目標4に再掲)	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO法人等に事業を委託し、公共施設等を活用して、若者の居場所づくりを実施します。教育支援センター(フレンドステーション)の活動内容の充実及び情報発信の工夫を図り、不登校児童生徒の支援を進めます。	若者の居場所の利用者数	—	参加者数の増加			① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
									① ② ③ ④ ⑤					指導課
9	○	児童館・児童センターの運営(基本目標2・4に再掲)	児童館・児童センターにおいて、子どもの遊びの場として提供するだけでなく、子どもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、子どもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。 十大家児童センターで実施しているランドセル来館(下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる取組)事業について、関係部署と調整を図りながら、他の児童館・児童センターでの実施に向け、検討します。	児童館・児童センターの利用者数	こども:153,430人 おとな:65,520人(令和5年度)	利用者数の増加			① ② ③ ④ ⑤					子ども家庭課
10		学童クラブ施設整備(基本目標3に再掲)	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。						① ② ③ ④ ⑤					教育総務課